

国立大学法人鳴門教育大学自己点検・評価実施要領

| | |
|----|-------------|
| | 平成17年11月9日 |
| | 学長裁定 |
| 改正 | 平成17年12月6日 |
| | 平成19年7月26日 |
| | 平成19年9月12日 |
| | 平成20年3月17日 |
| | 平成20年11月12日 |
| | 平成21年6月5日 |
| | 平成22年3月24日 |
| | 平成22年10月13日 |
| | 平成23年4月13日 |
| | 平成24年4月11日 |
| | 平成24年11月1日 |
| | 平成24年12月5日 |
| | 平成25年11月13日 |
| | 平成25年12月25日 |
| | 平成28年10月11日 |

I 趣旨・目的

この要項は、国立大学法人鳴門教育大学評価規則（平成16年規則第36号）第4条に基づき、自己点検・評価の実施要領を定めるものである。

II 評価の実施

1 評価の実施体制

総務委員会、教育・研究評価室、教育・研究評価委員会及びその他評価にかかる委員会等は、学長の責任の下、それぞれが連携を図りながら、当該年度の活動状況全般について、評価又は総括を行う。

2 自己点検・評価の種類

(1) 大学全体及び教員等における自己点検・評価

イ 大学全体に係る自己点検・評価

年度評価（国立大学法人評価委員会が毎事業年度に行う第三者評価）の制度に基づき、当該年度の業務の実施状況（教育及び研究，組織及び運営並びに施設及び設備）について自己点検・評価を実施する。

ロ 大学院学校教育研究科高度学校教育実践専攻（以下「教職大学院」という。）に係る自己点検・評価

教職大学院については、鳴門教育大学大学院学校教育研究科高度学校教育実

実践専攻運営組織規程（平成20年規程第67号）第2条第3号に定める教職大学院自己点検・評価委員会により、鳴門教育大学大学院学校教育研究科高度学校教育実践専攻自己点検・評価実施要領（平成20年学長裁定）に基づき、自己点検・評価を実施する。

ハ コース等及び教員による自己評価

特別支援教育専攻及び各コース（以下「コース等」という。）並びに教員は、学長が定める重点目標及び別に定める自己評価項目について、自らが設定した目標により自己評価を行い、学長はこれに基づき絶対評価を実施する。

ニ 教員による教育研究活動等の業績評価

教員は、学長が定める教育研究活動等の評価項目（別紙1「教育研究活動等の業績評価項目一覧」）により、自らの教育研究活動等の業績を取りまとめ、学長に提出する。学長は、教員の教育研究活動等の業績について相対評価を実施する。

(2) 教育及び研究に係る自己点検・評価

イ 教育・研究評価室及び教育・研究評価委員会は、連携の下、教育・研究評価室が定めた教育及び研究に係る評価項目について、自己・点検評価を実施する。

ロ 外部評価委員会は、教育・研究評価室からの要請に基づき、大学の教育及び研究等に関して、評価を行う。

III 評価の方法

1 コース等及び教員による自己評価

(1) 目標の設定、中間報告及び自己評価

イ 学長は、原則として毎年10月に、次年度に係る重点目標を設定する。

ロ コース等及び教員による自己評価項目は、「学長の定める重点目標」、及び分野別の「教育・学生生活支援」、「研究」、「大学運営」、「附属学校・社会との連携、国際交流等」、「本学への総合的貢献（特記事項）」、その他学長が必要と認めた事項とする。

ハ コース等及び教員は、評価対象期間の前年末にそれぞれに目標を設定し、別紙様式第1号「自己評価報告書」により学長に提出する。なお、目標を設定するにあたっては、本学の中期目標・計画、年度計画を踏まえることとする。

ニ 学長は、提出された目標・計画について問題があると認められる場合は、再提出を求めることができる。

ホ 教員は、毎年10月末に、各目標・計画の進捗状況（中間報告）を別紙様式第2号「自己評価報告書（中間報告）」により学長に提出する。

ヘ コース等及び教員は、各目標・計画ごとの「自己評価水準」欄に評価記号を付すとともに、その根拠をそれぞれの「自己評価」欄に併せて記述する。また、「本学への総合的貢献（特記事項）」の項目に、特色ある取組、様々な工夫等特記する事項を記載するとともに、自己評価の結果を総合的に判断し、「自己評価

水準」欄に評価記号を付し、翌年度の4月中に別紙様式第1号「自己評価報告書」を提出する。(この際、学長の定める重点目標及び分野別の各項目における自己評価水準の平均と必ずしも一致しなくてもよい。)

ト コース等及び教員は、学長による前年度に係る評価結果を踏まえ、既に提出している当該年度に係る自己評価報告書(目標設定)を修正することができる。

(2) コース等及び教員による自己評価は、次の5段階(S, A, B, C, D)とする。

【評価水準の位置付け】

S・・・年度当初の目標を大幅に上回って実施できた(非常に優れている)。

A・・・年度当初の目標を上回って実施できた(優れている)。

B・・・年度当初の目標を予定どおり実施できた(相応である)。

C・・・年度当初の目標を十分に実施できなかった(努力は見られるが、改善の余地もある)。

D・・・年度当初の目標を(ほとんど)実施できなかった(問題がある)。

2 教員による教育研究活動等の業績評価

(1) 教員による教育研究活動等の業績評価は、大学の教員を対象とする。

(2) 評価書の作成

イ 教員は、別紙1「教育研究活動等の業績評価項目一覧」に基づく業績を、毎年1月末までに別紙様式第3-1号「教育研究活動等の業績評価申告票」または、別紙様式第3-2号「教育研究活動等の業績評価申告票(実務家教員適用)」により、学長に提出する。

ロ 学長は、教育研究活動等の業績評価申告票に基づき評価書を作成する。

3 教育及び研究に係る自己点検・評価

(1) 教育・研究評価室において当該年度の評価項目を設定する。

(2) 教育・研究評価委員会は、教育・研究評価室において設定した、評価項目について、自己点検・評価を実施し、速やかに報告書にまとめ、教育・研究評価室に報告する。

(3) 教育・研究評価室は、教育・研究評価委員会からの報告内容を検証し、外部評価委員会へ外部評価の要請を行う。

(4) 外部評価委員会は、教育・研究評価室からの要請により、指定する評価項目の点検評価を実施し、速やかに報告書にまとめ、教育・研究評価室へ報告する。

(5) 教育・研究評価室は、外部評価委員会からの報告内容に基づき、別記様式第4号の「教育・研究評価結果報告書」により、学長に提出する。

IV 評価の検証

(1) 学長は、中期目標・中期計画等及び重点目標を踏まえ、コース等及び教員が作成した自己評価報告書を検証し、本学への貢献度等を加味した上で、5段階

（「(2) 評価水準の位置付け」 S, A, B, C, Dを準用) の評価を行う。
また、その際には「教員による教育研究活動等の業績評価」の結果を踏まえて、総合的に判断する（総合評価）。

(2) 学長は、教員が作成した自己評価報告書(中間報告) を検証し、教員個人の目標・計画に係る進捗状況を把握する。

(3) 学長は、自己評価報告書を検証するに当たっては、関係者にヒアリングを実施することができる。

V 評価結果の通知

(1) 学長は、コース等及び教員による自己評価に関して行った絶対評価結果をコース等及び教員に通知する。

(2) コース等及び教員は、(1) の評価結果に不服がある場合には、学長に対し申し出ることができる。

VI 評価結果の公開

学長は、評価結果を「鳴門教育大学自己評価結果報告書」等にまとめ、適宜な方法により公表する。

VII 評価結果の活用・反映

1 コース等及び教員による自己評価

(1) 学長は、評価結果に基づき、必要に応じて優れた取組並びに改善を要する事項に対して所要の措置を講ずる。

(2) 評価結果は、教育研究活動費及び給与等に反映させるための資料に供する。

2 優秀教員の表彰

学長は、教育、研究において最も優れている教員を表彰することができる。

3 教育及び研究に係る自己点検・評価

(1) 学長は、教育・研究評価室の評価報告に基づき、改善を要する事項に関して所要の措置を講ずるよう担当理事及び副学長に指示する。

(2) 指示を受けた担当理事及び副学長は、担当課又は関係委員会に対して、所要の措置を講ずるよう指示し、改善報告を受けた後に、その旨学長に報告する。

附 則

この要領は、平成17年11月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年12月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年7月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年9月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年11月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年6月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年10月13日から施行し、平成23年度評価から適用する。

附 則

この要領は、平成23年4月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年12月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年11月13日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

2 教育・研究評価部会設置要項（平成24年学長裁定）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成28年10月11日から施行する。